令和4年第4回(12月)町議会定例会提出議案の概要

〇議案第 44 号 令和 4 年度宇治田原町一般会計補正予算(第 4 号)

[企画財政課]

人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正をはじめ、電力・ガス・食料品等価格高騰対策として、高齢者・障がい者施設等への電気料金負担支援、高校生世代までの児童・生徒の保護者に対し子ども1人1万円の町内共通商品券を配布する子育て世帯への家計応援事業や、小中学校の3学期分の給食費を支援する事業などを補正するもの。

既定額5,346,798 千円補正額87,533 千円計5,434,331 千円

【主要事業】

・ 高齢者・障がい者施設等事業所物価高騰対策支援金交付事業費 新規 2,000 千円

・うじたわらっ子家計応援事業費 新規 13,300 千円

・小中学校給食費支援事業費 拡充 加元 10,042 千円

〇議案第 45 号 令和 4 年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 1 号)

[健康対策課]

人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正をはじめ、人間 ドック等委託事業費などを補正するもの。

既定額1,089,900 千円補正額2,500 千円計1,092,400 千円

〇議案第 46 号 令和 4 年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

〔福祉課〕

[保険事業勘定]

人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費を補正するとともに、 システム改修に要する費用を補正するもの。

既定額有92,171 千円有正額△36 千円計792,136 千円

〇議案第 47 号 令和 4 年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第 2 号)

[上下水道課]

人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費を補正するとともに、 施設の電気料金を補正するもの。

収益的 収入 既決予定額 297,107 千円 営業外収益 6.197 千円

補正予定額 303,304 千円

収益的 支出 既決予定額 289,368 千円

補正予定額 12,407 千円

計 301,775 千円

資本的 支出 既決予定額 220,330千円

補正予定額 △324 千円 計 220,006 千円

〇議案第 48 号 令和 4 年度宇治田原町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

[上下水道課]

人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費を補正するもの。

収益的 支出 既決予定額 431,189 千円

補正予定額 △243 千円 計 430,946 千円

資本的 支出 既決予定額 475,748 千円

補正予定額 3,532 千円 計 479,280 千円

〇議案第 49 号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

〔総務課〕

住民の負担軽減及び行政サービスの効果的かつ効率的な提供に資するため、押印の見直しに伴う関係条例の整備を行うもの。

〇議案第 50 号 宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するに ついて

[総務課]

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて所要の改正を行うもの。 改正内容は、初任給及び若年層の給料表を引上げるとともに、期末・勤勉手当の支給 月数を現行の 4.30 月から 4.40 月に改正するもの。

〇議案第 51 号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を 制定するについて

「総務課〕

人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じて所要の改正を行うもの。 改正内容は、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月数を現行の 3.25 月から 3.3 0月に改正するもの。

〇議案第 52 号 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例を制定するについて

「総務課〕

人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じて所要の改正を行うもの。 改正内容は、議員の期末手当の支給月数を現行の3.25月から3.30月に改正するもの。

○議案第 53 号 宇治田原町議会議員及び宇治田原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

[総務課]

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うもの。 改正内容は、町議会議員及び町長の選挙運動の公費負担額について、国政選挙に 準じて同様の改定を行うもの。

○議案第 54 号 宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔税住民課〕

個人番号カードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書を取得できるよう、所要の改正を行うもの。

○議案第 55 号 宇治田原町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定 するについて

「健康対策課〕

健康保険法等の一部を改正する法律の一部が施行されることにより、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されたことから、所要の改正を行うもの。

○議案第 56 号 宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正 する条例を制定するについて

[上下水道課]

新名神高速道路(仮称) 宇治田原インターチェンジ付近に建設が予定されている物流施設について、建物等の所在が城陽市域となることから、水道事業計画を変更し、給水区域の拡張並びに給水人口及び給水量の最大値を時点修正するため、所要の改正を行うもの。

○議案第 57 号 京都府市町村職員退職手当組合規約の変更について

[総務課]

京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち相楽郡広域事務組合が名称を変更することに伴い京都府市町村退職手当組合規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を得ようとするもの。

○議案第 58 号 宇治田原町公平委員会委員の選任について

〔総務課〕

現公平委員の浅田昭兵(あさだ・しょうへい)氏の任期が本年12月21日をもって満了となることから、その後任として下岡雅昭(しもおか・まさあき)氏を選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるもの。

〇報告第 8 号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

「総務課〕

令和 4 年 10 月 11 日、京都府乙訓郡大山崎町内の駐車場において、町職員が運転する町長車両が後進の際、駐車中の乗用車に衝突し相手方車両に損傷を与えた事故に係る和解及び損害賠償の額について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく議会の指定事項として専決処分した内容について、同条第 2 項の規定により報告するもの。